TOKIO MARINE Topics (物流関連情報)

スエズ運河座礁船 *EVER GIVEN* 共同海損の宣言について

TOKIO MARINE GROUP
To Be a Good Company
東京海上日動火災保険株式会社
（2021 年 4 月 6 日）

スエズ運河で座礁したコンテナ船 EVER GIVEN に関して、船主が共同海損を宣言しました。本号では、共同海損の概要及び今後の必要な手続きについてお伝えします。

1. 事故の概要

3 月 23 日午前 7 時 40 分頃（現地時間）、台湾の船会社エバーグリーンが運航するコンテナ船「EVER GIVEN」が、エジプト・スエズ運河の紅海側入り口に近い地点で座礁しました。本船は救助により同月 29 日に離礁に成功しましたが、4 月 1 日、船主が共同海損を宣言しました。

2. 共同海損とは

船舶の座礁・衝突・火災等の事故により、船舶と貨物が共同の危険に晒された際に、この共同の危険を免れるために、船長の判断で消火作業や救助船を手配するといったような応急処置をとる場合があります。この応急処置で犠牲になった物の損害や支出した費用を、危険を免れた船舶・貨物の所有者が分担する制度を「共同海損」と呼びます。

船主が共同海損の宣言を行うと、直ちに「共同海損精算人」が指名されます。共同海損精算人は、種々の書類をもとに複雑な計算を行い、共同海損事故に対する船会社と荷主の分担額を記した「共同海損精算書」を作成します。共同海損の精算が完了するまでには何年もかかることがよくありますが、必要書類をご提出頂いた後は、共同海損分担金の支払いは、全て保険会社が代行します。

3. 今後の手続きについて

船主が共同海損を宣言した場合、荷主への貨物の引渡しに先立って、下記の書類の提出が求められます。

① 共同海損盟約書（Average Bond） ：荷主が共同海損に同意することを約束する書類です。
② 保険会社の保証状（Letter of Guarantee） ：共同海損分担金を保険会社が支払うことを約束する保証状です。
③ 船積書類(Bill of Lading 及び Invoice)

上記①②に関しては、共同海損精算人が荷主に提出を要請することが一般実務ですが、②保証状は保険会社が提出する必要があるため、共同海損精算人から提出の要請を受領されたら、至急弊社までお知らせください。（書類の提出が遅れると、本船の到着後に貨物の引渡しが受けられないことがあります。）また、お手元にある該当貨物分の③船積書類を弊社まで送付願います。

引渡しを受けた貨物に損害のない場合は、荷主として行う手続きは終了です。貨物に損害がある場合には、サーベイヤーを手配して貨物の検品を行い、損害額を確定します。

貨物が当該本船に積載されている場合や、貨物に損傷が確認された場合には、まずは弊社コマーシャル損害部または営業課、及び弊社 HP でご案内しております各国エージェントまでご一報頂きますようお願い致します。

◇◆

【出展】東京海上日動 HP

https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/marine_site/songai/kamotsu/kyodo.html

本 Topics に関するお問い合わせ、ご意見、ご感想等ございましたら、弊社営業担当までお寄せください。

編集にあたっては万全の注意を行っていますが、本 Topics 情報の正確性を保証するものではなく、これにより生じたいかなる損害に対して弊社は一切の責任を負わないものとします。

マリントピックス バックナンバー